

≪身体拘束廃止未実施減算の取り扱いについて≫

1. 令和3年度報酬改定における見直し

令和3年度障害福祉サービス報酬改定に伴う運営基準等の改正により、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、次の②から④の減算要件が追加されました。

身体拘束廃止未実施減算

<見直し前>

- 減算要件
 - ① 身体拘束等にかかる記録

- 対象サービス

<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・施設入所支援 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・共同生活援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・福祉型障害児入所支援 ・医療型障害児入所施設
--	---

<見直し後>

★減算要件(②～④)を追加
 ★減算適用サービスを拡大

- 減算要件
 - ① 身体拘束等にかかる記録
 - ② 身体拘束等の適正化のための委員会の開催
 - ③ 指針の整備
 - ④ 定期的な研修の実施

- 新規適用サービス

<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
---	--

2. 減算要件

令和5年4月1日より、次の運営基準を**すべて満たさない**と「**身体拘束廃止未実施減算**」となり、基本報酬が減算となります。

①	身体拘束等に係る記録	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その「 態様 」「 時間 」「 利用者の心身の状況 」「 緊急やむを得ない理由 」その他必要な事項を記録すること ※ 事例が無い場合でも、記録様式を整備すること
②	身体拘束等の適正化のための委員会の開催	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（年1回以上）開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
③	指針の整備	身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
④	定期的な研修の実施	従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること

【緊急やむを得ない場合】とは・・・

「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件を全て満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施される場合です。

◆ 切迫性	利用者本人又は関係者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
◆ 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
◆ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること

3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

以下の手続きによる必要があります。

◆ 組織による決定と個別支援計画への記載	身体拘束を行うときは、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定すること また、個別支援計画に、身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載すること
◆ 本人・家族への十分な説明	身体拘束を行う場合は、これらの手続きの中で利用者本人や家族に十分に説明し、了解を得ること
◆ 必要な事項の記録	身体拘束等を行う場合には、その「態様」「時間」「利用者の心身の状況」「緊急やむを得ない理由」等必要な事項を記録すること

4. 減算単位

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について1日につき所定単位数の10%または1%を減算することになります。

◆ 所定単位数の10%を減算	施設・居住系サービス 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行うサービス含む）・療養介護・障害児入所施設・共同生活援助・宿泊型自立訓練
◆ 所定単位数の1%を減算	訪問・通所系サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・生活介護・短期入所・自立訓練（宿泊型を除く）・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

担当：福祉部福祉課指導検査係
03-5246-1157

